

大阪大学箕面地区教職員組合規約

改正前	改正後
<p>1953年 12月 18日 制定</p> <p>1958年 10月 24日 改正</p> <p>1966年 9月 4日 改正</p> <p>1966年 10月 1日 改正</p> <p>1967年 9月 9日 改正</p> <p>1968年 9月 7日 改正</p> <p>1983年 7月 9日 改正</p> <p>2004年 4月 1日 改正</p> <p>2007年 7月 21日 改正</p> <p>2008年 7月 27日 改正</p> <p>2011年 3月 17日 改正</p> <p>2014年 7月 31日 改正</p>	<p>1953年 12月 18日 制定</p> <p>1958年 10月 24日 改正</p> <p>1966年 9月 4日 改正</p> <p>1966年 10月 1日 改正</p> <p>1967年 9月 9日 改正</p> <p>1968年 9月 7日 改正</p> <p>1983年 7月 9日 改正</p> <p>2004年 4月 1日 改正</p> <p>2007年 7月 21日 改正</p> <p>2008年 7月 27日 改正</p> <p>2011年 3月 17日 改正</p> <p>2014年 7月 31日 改正</p> <p>2022年 9月 26日 改正</p>
<p>第一章 総則</p> <p>第1条 (名称)</p> <p>本組合は大阪大学箕面地区教職員組合（以下「組合」という。）と称する。</p> <p>第2条 (所在地)</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第1条 (名称)</p> <p>本組合は大阪大学箕面地区教職員組合（以下「組合」という。）と称する。</p> <p>第2条 (所在地)</p>

組合の事務所は箕面市粟生間谷東 8-1-1 国立大学法人大阪大学箕面地区内に置く。

第3条 (組合員)

組合は国立大学法人大阪大学箕面地区に勤務する教職員をもって組織する。箕面地区以外に勤務する大阪大学教職員であっても、組合の承認したものは加入できる。但し、次の各号に該当するものは組合員となることができない。

1. 法人役員，経営協議会委員
2. 経理上の機密に従事するもの及び労働関係の企画立案もしくは人事管理を担当するもので、直接監督的地位にあるもの。その他職務上の義務と責任が組合員としての誠実と責任とに直接に抵触する監督的地位にあるもの。

第4条 (目的)

組合は、組合員の基本的権利を守り、労働条件の維持改善、共同福祉の増進、社会的経済的地位の向上を図るとともに、大学の民主的発展に寄与することを目的とする。

第二章 権利及び義務

第5条 (平等の原則)

組合員はすべて平等の権利を有し義務を負い、何人も、いかなる場合

組合の事務所は箕面市船場東 3-5-10国立大学法人大阪大学箕面地区内に置く。

第3条 (組合員)

組合は国立大学法人大阪大学箕面地区に勤務する教職員をもって組織する。箕面地区以外に勤務する大阪大学教職員であっても、組合の承認したものは加入できる。但し、次の各号に該当するものは組合員となることができない。

1. 法人役員，経営協議会委員
2. 経理上の機密に従事するもの及び労働関係の企画立案もしくは人事管理を担当するもので、直接監督的地位にあるもの。その他職務上の義務と責任が組合員としての誠実と責任とに直接に抵触する監督的地位にあるもの。

第4条 (目的)

組合は、組合員の基本的権利を守り、労働条件の維持改善、共同福祉の増進、社会的経済的地位の向上を図るとともに、大学の民主的発展に寄与することを目的とする。

第二章 権利及び義務

第5条 (平等の原則)

組合員はすべて平等の権利を有し義務を負い、何人も、いかなる場合

でも人種、国籍、宗教、信条、性別、門地、又は社会的身分によって差別されない。

第6条（権利）

組合員は、組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

第三章 事業

第7条（事業）

組合は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 労働協約の締結及び労働条件の維持改善に関する事
2. 学術研究及び教育体制の民主化に関する事
3. 組合員の資質の向上に関する事
4. 組合員の相互扶助ならびに福利厚生に関する事
5. 他団体との連絡提携に関する事
6. その他組合の目的達成に関する事

第四章 機関

第8条（機関の種類）

組合に総会及び執行委員会を置く。

第9条（総会の性格、構成）

総会は組合の最高決議機関であって、全組合員によって構成される。

でも人種、国籍、宗教、信条、性別、門地、又は社会的身分によって差別されない。

第6条（権利）

組合員は、組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

第三章 事業

第7条（事業）

組合は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 労働協約の締結及び労働条件の維持改善に関する事
2. 学術研究及び教育体制の民主化に関する事
3. 組合員の資質の向上に関する事
4. 組合員の相互扶助ならびに福利厚生に関する事
5. 他団体との連絡提携に関する事
6. その他組合の目的達成に関する事

第四章 機関

第8条（機関の種類）

組合に総会及び執行委員会を置く。

第9条（総会の性格、構成）

総会は組合の最高決議機関であって、全組合員によって構成される。

第10条（総会に付議する事項）

総会は次の事項を審議決定する。

1. 労働協約の締結，改訂
2. 組合規約の制定及び改廃
3. 関連団体への加入又は脱退
4. 組合予算の決定及び同決算の承認
5. 組合の解散
6. その他組合に関する重要事項の決定

第11条（総会の招集）

定期総会は毎年 1 回執行委員長が招集し，開催する。但し，次の場合執行委員長は臨時総会を招集しなければならない。

1. 執行委員の 2 分の 1 以上が必要と認めるとき
2. 組合員の 3 分の 1 以上が附議事項を示して要求したとき

第12条（総会の成立と決議）

総会は全組合員の 2 分の 1 以上の出席により成立し，その決議は出席組合員の過半数により決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

2. 総会に出席しないものも委任状を提出したときは出席したものとみなす。委任は他の組合員又は総会議長のいずれかに対して行なうものとする。

第10条（総会に付議する事項）

総会は次の事項を審議決定する。

1. 労働協約の締結，改訂
2. 組合規約の制定及び改廃
3. 関連団体への加入又は脱退
4. 組合予算の決定及び同決算の承認
5. 組合の解散
6. その他組合に関する重要事項の決定

第11条（総会の招集）

定期総会は毎年 1 回執行委員長が招集し，開催する。但し，次の場合執行委員長は臨時総会を招集しなければならない。

1. 執行委員の 2 分の 1 以上が必要と認めるとき
2. 組合員の 3 分の 1 以上が附議事項を示して要求したとき

第12条（総会の成立と決議）

総会は全組合員の 2 分の 1 以上の出席により成立し，その決議は出席組合員の過半数により決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

2. 総会に出席しないものも委任状を提出したときは出席したものとみなす。委任は他の組合員又は総会議長のいずれかに対して行なうものとする。

3. 総会の議長，議事運営委員，記録係は出席組合員の互選により決定する。

第13条（執行委員会の構成）

執行委員会は組合の執行機関で，全執行委員によって構成される。

第14条（執行委員会の任務）

執行委員会は総会の決議を執行し，またはその他緊急の事項を処理し，これに関して総会に対して責任を負う。

第 15 条（執行委員の選出）

執行委員は組合員の中から「大阪大学箕面地区教職員組合選挙規程」にもとづき，組合員の教育系職員と事務系職員の人数比に応じて，それぞれから合計 6 名の執行委員を選出する。

第 16 条（専門委員会の設置）

執行委員長は，執行委員会の下に専門委員会を設置し，専門委員を任命することができる。

第 17 条（役員を選出）

組合に執行委員長 1 名，副執行委員長 1 名，書記長 1 名，会計委員 1 名を置き，それぞれ執行委員会における互選により決定する。

3. 総会の議長，議事運営委員，記録係は出席組合員の互選により決定する。

第13条（執行委員会の構成）

執行委員会は組合の執行機関で，全執行委員によって構成される。

第14条（執行委員会の任務）

執行委員会は総会の決議を執行し，またはその他緊急の事項を処理し，これに関して総会に対して責任を負う。

第 15 条（執行委員の選出）

執行委員は組合員の中から「大阪大学箕面地区教職員組合選挙規程」にもとづき，組合員の教育系職員と事務系職員の人数比に応じて，それぞれから合計 6 名の執行委員を選出する。

第 16 条（専門委員会の設置）

執行委員長は，執行委員会の下に専門委員会を設置し，専門委員を任命することができる。

第 17 条（役員を選出）

組合に執行委員長 1 名，副執行委員長 1 名，書記長 1 名，会計委員 1 名を置き，それぞれ執行委員会における互選により決定する。

第 18 条（役員の任務）

執行委員長は組合を代表し、組合の業務を統括する。

副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときは、その職務を代行する。

書記長は書記局の長として 執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。

会計委員は財務を管掌する。

その他の執行委員はそれぞれ別に定める組合の業務を分担し、その処理に当たる。

第 19 条（執行委員会の成立）

執行委員会は必要の都度執行委員長が召集する。但し、執行委員が附議事項を示して執行委員会の召集を要求することができる。

1. 執行委員会は全執行委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、その決議決定は出席執行委員の過半数による。可否同数の場合は執行委員長が決定する。

2. 執行委員でない組合員も執行委員会に出席し、意見を述べることができる。但し、決議に加わることはできない。

第 20 条（執行委員の任期及び辞退）

執行委員の任期は 1 年とする。欠員補充により就任した執行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

執行委員は任期満了後 2 年間、その都度申し出ることにより執行委員

第 18 条（役員の任務）

執行委員長は組合を代表し、組合の業務を統括する。

副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員に長事故があるときは、その職務を代行する。

書記長は書記局の長として 執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。

会計委員は財務を管掌する。

その他の執行委員はそれぞれ別に定める組合の業務を分担し、その処理に当たる。

第 19 条（執行委員会の成立）

執行委員会は必要の都度執行委員長が召集する。但し、執行委員が附議事項を示して執行委員会の召集を要求することができる。

1. 執行委員会は全執行委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、その決議決定は出席執行委員の過半数による。可否同数の場合は執行委員長が決定する。

2. 執行委員でない組合員も執行委員会に出席し、意見を述べるができる。但し、決議に加わることはできない。

第 20 条（執行委員の任期及び辞退）

執行委員の任期は 1 年とする。欠員補充により就任した執行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

執行委員は任期満了後 2 年間、その都度申し出ることにより執行委員

の選挙に際し予め選出されることを辞退することができる。箕面地区以外で主に勤務する組合員は、その都度申し出ることにより執行委員の選挙に際し予め選出されることを辞退することができる。

第 21 条（書記局）

執行委員会は日常業務処理のため書記局を置き、役員で構成する。

第五章 同盟罷業

第 22 条（同盟罷業）

同盟罷業を実施する場合は、組合員の直接無記名投票により全組合員の過半数による同意を得なければならない。

第六章 会計

第 23 条（収入）

組合の経費は、組合費、寄付金その他をもってあてる。

第 24 条（組合費）

組合の組合費は、職種・身分により、以下のとおりとする。

・教育系職員

教授	3,500 円
准教授	3,000 円
講師	2,500 円
助教（任期付き）	2,000 円

の選挙に際し予め選出されることを辞退することができる。箕面地区以外で主に勤務する組合員は、その都度申し出ることにより執行委員の選挙に際し予め選出されることを辞退することができる。

第 21 条（書記局）

執行委員会は日常業務処理のため書記局を置き、役員で構成する。

第五章 同盟罷業

第 22 条（同盟罷業）

同盟罷業を実施する場合は、組合員の直接無記名投票により全組合員の過半数による同意を得なければならない。

第六章 会計

第 23 条（収入）

組合の経費は、組合費、寄付金その他をもってあてる。

第 24 条（組合費）

組合の組合費は、職種・身分により、以下のとおりとする。

・教育系職員

教授	3,500 円
准教授	3,000 円
講師	2,500 円
助教（任期付き）	2,000 円

・事務系職員	
係長以上	2,000 円
主任・係員	1,000 円
事務補佐員	500 円
再雇用職員	1,000 円

第 25 条（会計年度）

組合の会計年度は 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

第 26 条（会計監査）

会計監査は、組合員の中から「大阪大学箕面地区教職員組合選挙規程」にもとづき会計監査委員 2 名を選出し、これを行なう。但し、執行委員は会計監査委員をかねることができない。

1. 会計監査委員の任期は 1 年とし、随時会計を監査するものとする。
2. 組合員はいつでも会計帳簿を閲覧し説明を求めることができる。

第 27 条（会計報告及び会計監査報告）

すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告及び会計監査報告は、組合員によって委嘱された公認会計士等による監査証明に基づき、少なくとも毎年 1 回、定期総会において会計委員及び会計監査委員が行う。

非常勤講師	500 円
・事務系職員	
係長以上	2,000 円
主任・係員	1,000 円
事務補佐員	500 円
再雇用職員	1,000 円

第 25 条（会計年度）

組合の会計年度は 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

第 26 条（会計監査）

会計監査は、組合員の中から「大阪大学箕面地区教職員組合選挙規程」にもとづき会計監査委員 2 名を選出し、これを行なう。但し、執行委員は会計監査委員をかねることができない。

1. 会計監査委員の任期は 1 年とし、随時会計を監査するものとする。
2. 組合員はいつでも会計帳簿を閲覧し説明を求めることができる。

第 27 条（会計報告及び会計監査報告）

すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告及び会計監査報告は、組合員によって委嘱された公認会計士等による監査証明に基づき、少なくとも毎年 1 回、定期総会において会計委員及び会計監査委員が行う。

第七章 加入・脱退及び除名

第 28 条（加入・脱退）

組合に加入しようとするもの及び組合員たる資格を失う以外の理由で組合を脱退しようとするものは、執行委員長に届け出なければならない。

第 29 条（除名）

組合員が組合の規約又は総会の決議に違反し、あるいは組合員たる体面を汚損する行為をなしたときは、総会の決議により除名されることがある。

第八章 規約の改正・廃止

第 30 条（規約の改正・廃止）

本規約を改正又は廃止しようとするときは、直接無記名投票により全組合員の過半数の賛成を得なければならない。

附則

本規約は 2007 年 10 月 1 日より施行する。

2. 次期総会までを任期とした執行委員に関わる事項は、第 15 条、第 17 条の規程にかかわらず、次年度より適用する。

附則

本規約は 2008 年 10 月 1 日より施行し、2008 年 4 月 1 日から適

第七章 加入・脱退及び除名

第 28 条（加入・脱退）

組合に加入しようとするもの及び組合員たる資格を失う以外の理由で組合を脱退しようとするものは、執行委員長に届け出なければならない。

第 29 条（除名）

組合員が組合の規約又は総会の決議に違反し、あるいは組合員たる体面を汚損する行為をなしたときは、総会の決議により除名されることがある。

第八章 規約の改正・廃止

第 30 条（規約の改正・廃止）

本規約を改正又は廃止しようとするときは、直接無記名投票により全組合員の過半数の賛成を得なければならない。

附則

本規約は 2007 年 10 月 1 日より施行する。

2. 次期総会までを任期とした執行委員に関わる事項は、第 15 条、第 17 条の規程にかかわらず、次年度より適用する。

附則

本規約は 2008 年 10 月 1 日より施行し、2008 年 4 月 1 日から適

用する。

附則

本規約は 2011 年 6 月 2 日より施行し、2011 年 4 月 1 日から適用する。

附則

本規約は 2014 年 8 月 1 日より施行し、2014 年 9 月 1 日から適用する。

用する。

附則

本規約は 2011 年 6 月 2 日より施行し、2011 年 4 月 1 日から適用する。

附則

本規約は 2014 年 8 月 1 日より施行し、2014 年 9 月 1 日から適用する。

附則

本規約は 2022 年 10 月 1 日より施行する。